

平成16年全国消費実態調査の概要

平成16年4月
総務省統計局

1 調査の目的

全国消費実態調査は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査月

調査は、平成16年9月、10月及び11月の3か月間について行う。

ただし、単身者の世帯は、10月及び11月の2か月間について行う。

3 調査の種類

調査は、甲調査及び乙調査とする。

4 調査の範囲

(1) 調査の地域

甲調査にあつては総務大臣の指定する市町村（平成16年1月1日現在のすべての市及び約460町村。以下「調査市町村」という。）における平成12年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する約9,200調査区とする。

乙調査にあつては家計調査の調査市町村となっている168市町村における平成12年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する各月約450調査区とする。

(2) 調査の対象

甲調査にあつては総務大臣の定める方法により市町村長が選定した約59,400世帯（単身者の世帯の約5,000世帯を含む。以下「甲調査世帯」という。）とする。

乙調査にあつては総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した約670世帯（以下「乙調査世帯」という。）とする。

5 調査事項

調査票により、次の事項のうち、甲調査の場合には(1)から(8)の事項を、乙調査の場合には(1)、(3)及び(6)の事項を調査する。

ただし、甲調査においては、(1)の事項については、勤労者世帯及び無職世帯のいずれにも該当しない世帯については、支出に関する事項のみとする。

- (1) 収入及び支出に関する事項
- (2) 主要耐久消費財に関する事項
- (3) 年間収入に関する事項
- (4) 貯蓄現在高に関する事項
- (5) 借入金残高に関する事項
- (6) 世帯及び世帯員に関する事項
- (7) 現住居に関する事項
- (8) 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項

6 調査の方法

(1) 調査の流れ

甲調査は、総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員 - 調査客体の流れにより行う。

乙調査は、総務省 - 都道府県 - 統計調査員 - 調査客体の流れにより行う。

(2) 統計調査員

ア 統計調査員は、甲調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（甲調査にあつては市町村長から指定された調査区を、乙調査にあつては都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある甲調査世帯又は乙調査世帯に係る調査票の配布及び収集、関係書類の作成並びにこれらに附随する事務を行う。

イ 「ア」の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、甲調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他の関係書類の検査及びこれらに附随する事務を行うものとする。

ウ 「ア」及び「イ」の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が「ア」の事務の一部を行うことができないときは、甲調査にあつては市町村長、乙調査にあつては都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

(3) 調査の方法

調査は、調査員（(2)の「ウ」の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）が調査票を担当調査区内の甲調査世帯又は乙調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

また、乙調査世帯に係る年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項の調査については、総務大臣が、家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項を記録することにより行う。

(4) 申告の方法

申告は、甲調査にあつては甲調査世帯の世帯主、乙調査にあつては乙調査世帯の18歳

以上の世帯員が調査票に記入する方法及び調査員等の質問に答える方法により行う。ただし、調査票に記入する事項のうち一部の調査事項については、調査員等が記入するものとする。

7 集計

(1) 集計事項

集計事項は次のとおりとする。

- ア 項目別収入と支出に関する事項
- イ 品目別支出に関する事項
- ウ 購入先、購入形態別品目別支出に関する事項
- エ 個人的な収支に関する事項
- オ 主要耐久消費財に関する事項
- カ 年間収入に関する事項
- キ 貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項
- ク 住宅及び宅地に関する事項
- ケ 各種世帯属性別世帯の分布に関する事項

(2) 集計方法

集計は、総務省において行う。

なお、総務大臣が指示した集計については、独立行政法人統計センターが当該業務を行うこととする。

8 結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計後速やかに報告書の刊行、結果原表の閲覧又は電磁的記録を紙面等に表示し閲覧に供する方法により公表する。

なお、調査結果データは、報告書等の紙媒体による提供に加え、インターネット、CD-R、MO、FD、MT等の電磁的記録媒体により提供する。

9 関係書類の保存

関係書類の保存期間及び保存責任者は、下表のとおりとする。

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。） が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写 されているマイクロフィルム 若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長